（事業継続計画官）

第五十五条の七　関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、事業継続計画官一人を置く。

2　（略）

（港湾情報化推進官）

第五十五条の八　港湾空港部に、港湾情報化推進官一人を置く。

2　（略）

（港湾高度利用調整官）

第五十五条の九　（略）

2　港湾高度利用調整官は、命を受けて、港湾空港部の所掌事務に関する港湾及び港湾に係る海岸の利用に関する事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（港湾情報化推進官の所掌に属するものを除き、九州地方整備局にあっては、広域港湾管理官の所掌に属するものを除く。）を整理する。

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官九百五十七人以内を置く。

2　（略）

（統括建設管理官）

第百三十六条の二　地方整備局を通じて統括建設管理官三人を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官八十七人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官三十四人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十一人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百十三人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十七人を置く。

2　（略）

（事業継続計画官）

第五十五条の七　関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、事業継続計画官一人を置く。

2　（略）

（港湾情報化推進官）

第五十五条の八　関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、港湾情報化推進官一人を置く。

2　（略）

（港湾高度利用調整官）

第五十五条の九　（略）

2　港湾高度利用調整官は、命を受けて、港湾空港部の所掌事務に関する港湾及び港湾に係る海岸の利用に関する事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを整理する（関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、港湾情報化推進官の所掌に属するものを除き、九州地方整備局にあっては、港湾情報化推進官及び広域港湾管理官の所掌に属するものを除く。）。

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官九百二人以内を置く。

2　（略）

（統括建設管理官）

第百三十六条の二　地方整備局を通じて統括建設管理官五人を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官八十三人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官四十六人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官六十九人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百十一人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十六人を置く。

2　（略）